

総 行 福 第 6 号

令 和 3 年 1 月 28 日

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

(公 印 省 略)

令和3年度における地方公務員共済組合の事業運営について

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合理事長あて通知したところですが、令和3年度における貴連合会の事業運営についても、当該通知の別紙記載事項に留意の上、適切に執行されるようお願いいたします。

(別紙)

第1 事業運営に関する一般的事項

- 1 (1) 地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、新規増員は特に必要と認められる場合に限るなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理していること及び地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和2年11月6日総行給第52号、総行公第157号、総行女第43号総務副大臣通知）に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- 2 (1) 職員の給与及び諸手当（退職手当を含む。）については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表に定める行政職俸給表（二）に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。
- 3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により定められた長時間労働の是正、多様で柔軟

な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応するとともに、時間外勤務縮減及び年次有給休暇の取得促進、早出遅出勤務やフレックスタイム制等の活用による多様で柔軟な働き方の実現に努めること。

- (2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）により、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずるものと定められ、令和2年6月1日に施行されたことから、共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）等も踏まえ、適切に対応すること。
- (4) 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、地方公務員、民間企業、国家公務員における割合を30%とする目標の達成が求められており、女性の登用については、2025年度末までに、都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%（40%）と、都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%（22%）と、民間企業の係長（課長）相当職に占める女性の割合を30%（18%）とする目標の達成が求められていることから、共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。
- (5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、感染症拡大の未然防止等のための有効な手段となっていることから、テレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン（第4版）」（平成30年4月総務省策定）等を参考に、テレワークの推進にできるだけ取

り組むこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、地域の感染状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防のための取組（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、喚起励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等）とともに、必要な業務継続を前提とした在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等による出勤者の削減、時差出勤による人と人との接触の低減、出張等による移動を減らすためのテレビ会議等の活用などの取組を推進すること。

4 地方公共団体において人事評価制度が本格的に実施されていることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、事務用品経費及びシステム開発等経費の削減、ICT化によるペーパーレス化、タクシー・ハイヤーの利用の在り方、出張旅費の削減、会議等の在り方については、次のことに留意すること。

① 事務用品及びシステム開発等については、地方公務員等共済組合法等関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。

② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用とペーパーレス化の効果の関係を十分検討すること。

③ タクシー・ハイヤーについては、

ア 手荷物等の運搬の場合

イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合

ウ 通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合

エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共の交通機関がなく、徒歩に

よる移動が困難な場合
オ 健康管理上特に必要性が認められた場合
等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

- ④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

ア 行程等に支障のない限り、パック商品（運賃・宿泊代がセットになったもの）、割引航空券（普通航空券及び往復割引航空券を除く。）の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理

イ 日当については、全行程で公用車等を利用するなど日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による出張の場合又は午前のみ若しくは午後のみ出張など昼食を要しないことが明らかな場合は、日当の本来支給額の2分の1を支給

すること。

- ⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

- (2) 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において、職場において、LED照明への置換え、低炭素製品への買換え及びクールビズ、ウォームビズ等の低炭素なライフスタイル・ワークスタイルの選択の取組が求められていることを踏まえ、共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

- 6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転及び個人情報漏洩等不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持には、一層の徹底を図ること。

- (2) 資金を扱う業務（年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等）については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用

の両面からの事故防止対策を図ること。

- 7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いに準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

- 8 (1) 組合員の個人情報については、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報の適正な管理を確保すること。

なお、共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで）の内容を踏まえたものとする。

- (2) 保険者番号及び組合員等記号・番号（以下「組合員等記号・番号等」という。）の取扱いについては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、地方公務員等共済組合法が改正され、本改正の施行（令和2年10月1日）以後、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないところである。共済組合においては、組合員等記号・番号等の告知を求める際には、当該法改正を踏まえその必要性を事前に十分に検討すること。

- (3) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成30年7月25日内閣サイバーセキュリティセンター決定）を踏まえた対策を講

ずること。特に、「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」（令和2年9月29日付け総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知）を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存など適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月28日総務省地域情報政策室公表）等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

特に、情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保については、上記ガイドラインにおいて、情報システム機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならないとされているが、この場合、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態とすることが重要であり、OS及び記憶装置の初期化（フォーマット等）による方法は、ハードディスク等の記憶演算子にはデータの記憶が残った状態となるため適当ではないとされていることから、共済組合においても適切に対応すること。

- (4) Twitter 及び Facebook 等のいわゆる SNS を利用するに当たっては、共済組合のサービス規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式 SNS（Twitter 及び Facebook）運用方針」（平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表）及び「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」（平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表）等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

- 9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）に基づき業務継続計画の策定が求められていること及び地方公共団体においては、

「地方公共団体における業務継続計画の策定について」（平成30年12月26日消防災第198号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）に基づき業務継続計画の策定が求められていることにかんがみ、共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条の規定に基づき策定された「防災基本計画」（令和2年5月29日中央防災会議決定）において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないか等について確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

11 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

12 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度の内容に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

13 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。なお、平成29年1月から、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できることになった点にも留意すること。

- 14 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されたことから、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに留意すること。

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として、適切に対応するとともに、積極的にその活用の推進を図ること。

- 15 地方公務員共済組合制度については、任用が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものは「職員」に含まれるものとして適用があるものであり、これらの要件に該当する者については、当該要件に該当するに至った日以後、同制度の法令等が適用されることとなる（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第2条第5号等）。

この法令等の適用については、令和2年4月1日に施行された会計年度任用職員であっても変わることはなく、当該要件に該当する会計年度任用職員について、引き続きこの法令等を適切に適用していくことが必要であることに留意すること。

また、地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられ、地方公務員等共済組合法第2条第1号に規定する「職員」となることから、任用の日から地方公務員共済組合制度の法令等が適用されることに留意すること。

- 16 共済組合における押印・書面・対面規制については、「地方公務員共済組合における押印・書面・対面の手続見直しについて」（令和2年12月28日付け総行福第318号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）により、その見直しを要請したところであるが、共済組合においては、押印

を求めている手続について適宜見直しを進めるとともに、電子メールでのオンライン化等が行えるように取り組むこと。

第2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増嵩等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握の上、健全な事業運営が確保できるよう努めること。

また、令和4年10月1日から施行される適用拡大に向けて、新たに適用対象となる非常勤職員の人数等について実態把握に努めるとともに、短期給付財政への影響を検証し、財源率の検討等の対応を行うこと。

- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルス計画）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。

- 3 ジェネリック医薬品については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において定められた使用割合の目標値をおおむね達成しているが、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組を引き続き実施すること。

併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増嵩対策についても引き続き積極的に実施すること。

- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。

特に、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の基礎控除額については、国家公務員共済組合及び健康保険組合における基礎控除額との均衡を勘案し、高額療養費算定における上位所得者区分に倣った所得区分を新たに設け、当該区分の基礎控除額は5万円（合算高額療養費附加金は10万円）とすること。

5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に係る取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（平成25年4月24日保発0424第3号厚生労働省保険局長通知）等により示されているところである。

柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していないことから、共済組合において総括票の添付を求めようとする場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないように適切に行うこと。

6 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。

7 組合員及び被扶養者については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を一層着実に進めるため、令和3年度においても引き続きマイナンバーカードの取得及び健康保険証として利用するための初回登録を推進すること。

特に、これらの推進に係る組合員及び被扶養者への広報媒体等を通じた周知についても保険者として引き続き積極的に実施すること。

第3 長期給付に関する事項

1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事

務手続きについて、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処すること。

2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。

3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。

また、年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなどその管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実などその現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。

なお、令和4年4月施行の在職老齢年金制度改正や受給開始時期の選択肢の拡大等に伴うシステム改修については、遺漏のないよう努めるとともに、組合員及び年金受給者への周知について徹底すること。

4 年金の支給事務に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。

5 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報Webサイトを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。

6 組合員期間及び標準報酬（給与）情報等の年金個人情報取扱いについては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏洩対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成するチェックリストを活用すること。

7 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの

一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化など年金受給者等に提出を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限り受給者の便宜に配慮すること。

8 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）（以下「施行規程」という。）第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合は、できる限りの手段を講じ、当該組合員等に通知が届くよう努めること。

9 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年7月3日総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。

また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

第4 保健事業に関する事項

1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。

また、人間ドック、がん検診及び生活習慣病検診等疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努めること。

なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が、全保険者の

特定健康診査等の実施率を平成29年度実施分から公表していることに留意すること。

また、地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。

2 データヘルスの取組に対する地方公共団体等との連携・協働の推進については、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させると定められていることを踏まえ、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」（令和元年12月26日付け総行福第94号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）に基づき、健康スコアリングレポートを地方公共団体等に送付し、組合員の予防・健康づくりに向けた連携を深めるためのコミュニケーションツールとして活用するなど、なお一層のコラボヘルスの推進に努めること。

3 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、ペナルティ（加算率）が段階的に引上げられる一方で、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されていること等を踏まえ、短期給付財政の安定化・健全化という観点からも、特定健康診査等の実施率の向上等だけではなく、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされていることを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談など、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

4 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。

また、組合員のうち、特定の者への利用に偏ることがないように助成の在り方について十分留意するとともに、組合員等に対する交付手続及び組合員等以外の者による不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設で

の組合員証の確認の徹底その他の方策を検討、実施の上、事業の適切な実施の確保に努めること。

第5 宿泊事業（保健事業として実施しているものを含む。）に関する事項

- 1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」（令和2年3月5日厚生労働省告示第52号）を踏まえ、旅館業法（昭和23年法律第138号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、消防法（昭和23年法律第186号）、健康増進法（平成14年法律第103号）等の関係法令の規定を遵守すること。
- 2 宿泊施設の運営については、経営状況及び組合員のニーズを踏まえ、利用率、必要性及び立地条件等を勘案するとともに、経営実績、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づいて適切な経営計画を定め、業務の委託等、この計画に基づき事業の合理化及び効率化等を推進すること。
- 3 宿泊施設は、組合員の福祉を増進することを目的として設けられ、その利用については、本来、組合員を中心とすべきものであることから、組合員等に対する積極的なPRはもとより、その利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金の設定及び職員研修の充実によるサービスの一層の向上により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。
- 4 宿泊施設の運営に当たっては、利用率の向上に資する対策及び利用料金の見直しなどによる収入の増加を図る一方、人件費及び委託費の在り方などを見直すことにより経費を削減し、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保に努めること。

また、施設の経営の実態を的確に把握し、今後の経営見通しについて検討を行い、現状のままでは経営が困難な施設や今後も他経理からの多額の繰入金や貸付金が恒常的に必要であり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して診断を実施する等その原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、

速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。

併せて、関係者に対する説明や周知について、適切に対応するとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行うなど必要な対応を行うこと。

- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により施設運営に一時的に必要な資金が不足することが見込まれる場合には、売上げの減少を賄うために必要な金額を限度として、他経理から宿泊経理に対する施行規程第7条の2第1項による繰入れや施行規程第13条による貸付けにより対応して差し支えないものであるが、この場合においても、当該他経理への影響を十分考慮の上、施設収支の実態把握や将来の経営見通しを立てて必要な対応を検討するとともに、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

また、この他経理からの繰入金や貸付金が一時的ではなく引き続き必要となる場合については、外部の専門家による経営診断の実施や、それを踏まえた抜本的な経営改善対策の検討を行うなど今後の対応に向けて必要な対策を講ずること。

- 6 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
- ① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。
 - ② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について、定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。
 - ③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
 - ④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるなど、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

- 7 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調

整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。

第6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されている、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意の上対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

第7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた自然災害による被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表。以下「自然災害ガイドライン」という。）による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」（平成28年12月8日付け総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。

なお、東日本大震災の影響を受けた個人の債務者による債務整理開始の申出は、令和3年4月1日から、これまで別途運用されてきた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月15日個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会公表）に代わり、自然災害ガイドラインにより取り扱われることとなるので留意すること。

- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

第8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によつてのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。
- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

第9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。

- 2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増嵩が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - ① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。
併せて、退職給与引当金については、令和2年度末において計上すべき退職給与引当金の額から令和元年度末の退職給与引当金を控除した額（当該額の計上が困難な場合は、給料年額の1/2分の2以上の額）を計上すること。
 - ② 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
 - ③ 事務費
事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。
 - ④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえて、所要の経費を計上すること。